

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律

1. 案内情報

- 手続名 : 第17条の19の検査
- 手続根拠 : 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第17条の19
- 手続対象者 : 議定書締約国の船舶所有者
- 提出時期 : 個船ごとに異なりますので、最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- 提出方法 : 申請書を船舶所在地を管轄する各地方運輸局等へ提出してください。
- 手数料 : 海洋汚染防止設備等及び油濁防止緊急措置手引書検査規則別表第一
- 添付書類・部数 :
- 申請書様式 :
- 記載要領・記載例 : 最寄りの各地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 提出先 : 船舶の所在地を管轄する地方運輸局等へ提出して下さい。
地方運輸局等の所在地は、別紙の地方運輸局等一覧をご参照下さい。
- 受付時間 : 地方運輸局等一覧に記載しております。
- 相談窓口 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

3. 手続情報

- 審査基準 : 海洋汚染防止設備等及び油濁防止緊急措置手引書に関する技術上の基準を定める省令
- 標準処理期間 : 現場における検査終了後2日。
- 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による。